

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 他者からの寄附に係る金銭等以外の金銭等で政治資金に充てられるものを資金管理団体に取り扱わせることに関する規定の新設

公職の候補者は、他者からの政治活動に関する寄附に係る金銭等以外の金銭等であって政治資金に充てられるものについても、当該公職の候補者の選挙運動に関するものを除き、できる限りその資金管理団体に取り扱わせるように努めるものとする。 (第十九条の六の二関係)

第二 公職の候補者がその資金管理団体に対してする寄附についての寄附の総枠制限の規定の適用除外

公職の候補者がその資金管理団体に対してする寄附については、個人が政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附についての総枠制限（年間千万円）の規定を適用しないものとする。 (第二十一条の三第四項関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十七年一月一日から施行すること。 (附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。